

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月21日
【会社名】	愛光電気株式会社
【英訳名】	AIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 保
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市西大友205番地 2
【電話番号】	0 4 6 5 - 3 7 - 2 1 1 1（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 大関 正一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市西大友205番地 2
【電話番号】	0 4 6 5 - 3 7 - 2 1 1 1（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 大関 正一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

平成29年6月16日開催の当社第58期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額30,637,152円

効力発生日

平成29年6月19日

2. その他剰余金の処分にに関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式につき、平成29年9月21日を効力発生日として5株を1株に併合し、合わせて発行可能株式総数を2,400,000株に変更するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案に係る株式併合により、現行定款5条に定める発行可能株式総数を12,000,000株から2,400,000株に変更するとともに、現行定款7条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。上記の変更は、平成29年9月21日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、武井勝義氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、神嘉彦氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、小笠原寛氏を選任するものであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 神嘉彦氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役 小笠原寛氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	3,771	0	0	（注）1	可決 100.00
第2号議案 株式併合の件	3,769	2	0	（注）3	可決 99.95
第3号議案 定款一部変更の件	3,769	2	0	（注）3	可決 99.95
第4号議案 取締役1名選任の件 武井 勝義	3,770	1	0	（注）2	可決 99.97
第5号議案 監査役1名選任の件 神 嘉彦	3,770	1	0	（注）2	可決 99.97
第6号議案 補欠監査役1名選任の件 小笠原 寛	3,770	1	0	（注）2	可決 99.97
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	3,769	2	0	（注）1	可決 99.95
第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	3,769	2	0	（注）1	可決 99.95

（注）1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上